

# 島根県クラブ実業団バレーボール連盟規約

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本連盟は、島根県クラブ実業団バレーボール連盟と称する。以下、「本連盟」という。

## 第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本連盟は、島根県に所在するバレーボール「クラブ・実業団」の競技団体を統括し、上部団体及び県内の協会・連盟と連携を保ち、チーム相互の親睦及び技術の向上と健全な発展を図り、学生及び一般社会人体育の振興に寄与することを目的とする。

第 3 条 本連盟は、第2条に定めた目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 バレーボール競技会の主催、主管及び後援。
- 2 バレーボール技術及び審判技術の講習会、研修会の開催。
- 3 その他、本連盟の目標達成に必要な事業。

## 第 3 章 組 織

第 4 条 本連盟は、県内において本連盟に加盟登録する、アマチュアバレーボールチーム又は、個人をもって組織する。

第 5 条 本連盟の登録チームの代表者は、理事として本連盟の運営にあたり、理事会に出席をすること。

## 第 4 章 役 員

1 本連盟に次の役員を置く。

- |                     |                    |                   |
|---------------------|--------------------|-------------------|
| 1 会 長               | 2 副 会 長 (若干名)      | 3 顧 問 (若干名)       |
| 4 参 与 (若干名)         | 5 理 事 長 ( 1 名 )    | 6 副 理 事 長 (若干名)   |
| 7 常 任 理 事 (若干名)     | 8 理 事 (若干名)        | 9 専 門 部 長 ( 3 名 ) |
| 10 日本連盟評議委員 ( 1 名 ) | 11 県協会常任理事 ( 1 名 ) | 12 監 事 (若干名)      |

2 本連盟に、名誉会長を置くことができる。

第 7 条 役員を選出は、次の通りとする。

- 1 会長及び副会長は選考委員会の推挙により理事会で承認をする。
- 2 理事長及び副理事長は選考委員会の推挙により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 常任理事は理事のうちから選考委員会の推挙により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 理事は本連盟に所属するチームの代表者と選考委員会の推挙により会長から委嘱を受けた者とする。
- 5 専門部長、県協会常任理事、日本連盟評議委員は選考委員会の推挙により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 6 名誉会長、顧問、参与は選考委員会の推挙により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 7 監事は選考委員会の推挙により理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本連盟を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは代行する。
- 3 顧問、参与は本連盟の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 理事長は本連盟の業務を統括する。
- 5 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときは代行する。
- 6 常任理事は各専門部の中核となり、理事会、常任理事会の決定事項と専門部の業務を推進する。
- 7 理事は理事会を構成し本規約に基づき事項を審議決定し、専門部の業務を分担し執行する。
- 8 専門部長は部会を運営し、事業の推進にあたる。
- 9 日本連盟評議委員は本連盟を代表し日本連盟評議員会の議事を審議する。
- 10 県協会常任理事は本連盟を代表し県協会常任理事会の議事を審議する。
- 11 監事は本連盟の会計を監査する。

- 第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任することができる。
- 2 役員が欠けたときは原則として補充するが、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでは原則として引き続き職務を行う。
  - 4 名誉会長、顧問、参与はこの限りではない。

- 第10条 役員が下記の何れかに該当する場合は常任理事会の議を経て解任することができる。
- 1 本人の自己都合により辞意を申し出たとき。
  - 2 心身の故障のため職務を執行できないと認められたとき。
  - 3 本連盟の事業及び専門部の業務に協力姿勢が無い場合。
  - 4 役員としてふさわしくない行為のあったとき。

- 第11条 本連盟の事業を推進するために次の専門部を設け、それぞれの事項を研究協議し執行する。
- 1 競技部 競技関係全般の統括及び競技会の準備、運営を行う。
  - 2 審判部 競技会での審判運営の統括及び審判技術の向上と普及、育成に関する業務を行う。
  - 3 総務部 事務局を担当し、本連盟の庶務及び経理を行う。

## 第5章 会議

- 第12条 会議は、理事会、常任理事会及び専門部長会並びに専門部会とする。
- 2 理事会は本連盟理事、常任理事会は常任理事、専門部長会は理事長、副理事長と各専門部長をもって構成する。  
但し、理事長が必要と認める時は、構成員以外の者を出席させることができる。
  - 1 各専門部は、それぞれの部員をもって構成する。

- 第13条 理事会は最高の議決機関とする。
- 2 理事会は年1回開催する。但し、会長が必要と認めた時及び常任理事会の要求があった時には、会長は臨時に理事会を召集しなければならない。
  - 3 理事会は会長が召集し、理事長が議長となる。

- 第14条 理事会は次の事項を審議し決議する。
- 1 事業に関する事。
  - 2 役員に関する事。
  - 3 予算、決算に関する事。
  - 4 本規約の改廃に関する事。
  - 5 その他、本連盟の運営に関する事。

## 第6章 会計

- 第15条 本連盟の経費は次に定める収入をもってこれにあてる。
- 1 加盟登録料
  - 2 大会参加料
  - 3 事業収入
  - 4 寄付金
  - 5 その他の収入

- 第16条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

	付	則
本規約は	平成12年 4月	15日より施行する。
	平成13年 4月	1日 一部改正。
	平成14年 3月	9日 一部改正。
	平成20年 3月	29日 一部改正。